

東金市型公共下水道用・農業集落排水用グラウンドマンホール
(人孔鉄蓋・小型・親子鉄蓋)

性能仕様書

令和6年4月1日

東金市都市建設部下水対策課

仕 様 書

1. 適用範囲

この仕様書は、本市が使用する公共下水道用・農業集落排水用グラウンドマンホールφ600（マンホール蓋）（以下「ふた」と呼ぶ。）、小型グラウンドマンホールφ300（マンホールふた、φ300,200（防護ふた）、及び大型グラウンドマンホール（親子ふたφ900-600）、（以下「製品」という。）について規定し、マンホール^{ちゅうてつ}鑄鉄ふたは、T-25 及び T-14 の2種類とする。

2. 製品構造・機能及び寸法

マンホールふたφ600

- 2-1 製品の基本構造及び性能及び寸法は、（公社）日本下水道協会下水道用鑄鉄製マンホールふた JSWAS G-4 規格の呼び 600 に準ずる。
- 2-2 ふたと受枠（以下「枠」と呼ぶ。）の接触面は、全周に急勾配をつけ、双方ガタツキのないように機械加工によって仕上げ、ふたの互換性を有すること。
- 2-3 製品は、ふたと枠がちょう番構造により連結され、ふたの取付け及び離脱が容易であること
- 2-4 ふたは雨水及び土砂の流入防止と臭気の漏出を防止するため密閉することができるものとする。
- 2-5 ふたは、勾配^{かんごう}嵌合による食込みに対して、専用開閉器具を使用しない限り、容易に開けられない構造であること。また、開放後は 180 度転回及び 360 度旋回でき、閉蓋^{とじがた}することにより枠と自動的に施錠する構造であること。
- 2-6 ふたは、飛散防止用として圧力開放型浮上防止機能を有し、圧力解放時に解錠^{かいじょう}することのない構造であり、内圧排出後は正常に復帰すること。なお、圧力開放時の浮上高さは 20 mm 以下とする。
- 2-7 ふたの開閉操作は、ふたに設けられた開閉用穴に専用開閉器具を挿入し、ふたの開閉と自動錠の解除が一貫して行えるものとし、開閉操作時にふたが逸脱しないこと。
- 2-8 受枠は安全性の確保と昇降を容易にするためステップ（手持ち）が、一体に鑄造されていること。また、必要に応じて、耐荷重強さ及び耐揚圧荷重強さを有する梯子機能付転落防止装置の後付けが可能であること。
- 2-9 梯子機能付転落防止装置は、マンホール内の腐食環境を考慮し、ステンレス製とする。
- 2-10 枠の施工は、調整部との耐久性を保持し、無収縮性・高流動性・超早強性を有するモルタルを使用すること。
- 2-11 高さ調整部材は、施工時のアンカーボルト締め過ぎによる枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性・操作が簡単な構造であること。
- 2-12 ふたの表面模様については、公共下水道用は「東金市公共下水道デザイン」を鑄出^{いだ}しし、添付図面（別図-②、③）を参考とすること。農業集落排水用は「東金

市農業集落排水デザイン」を鋳出しし、添付図面（別図-④）を参考とすること。

マンホールふた φ300

- 2-13 製品の基本構造・性能及び寸法は、(公社)日本下水道協会下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4 規格の呼び 300 に準ずる。
- 2-14 ふたは雨水及び土砂の流入防止と臭気の漏出を防止するため密閉することができるものとする。
- 2-15 ふたと枠の接触面は、全周に急勾配をつけ、双方ガタツキのないように機械加工によって仕上げ、ふたの互換性を有すること。
- 2-16 製品は、ふたと枠がちょう番構造により連結され、ふたの取付け及び離脱が容易であること。
- 2-17 ふたは、勾配嵌合による食込みに対して、専用開閉器具を使用しない限り、容易に開けられない構造であること。また、開放後は 180 度転回及び 360 度旋回でき、閉蓋することにより枠と自動的に施錠する構造であること。
- 2-18 ふたは、飛散防止用として圧力開放型浮上防止機能を有し、圧力開放時に解錠することのない構造で、内圧排出後は正常に復帰すること。なお、圧力開放時の浮上高さは 20 mm 以下とする。
- 2-19 ふたの開閉操作は、ふたに設けられた開閉用穴に専用開閉器具を挿入し、ふたの開閉と自動錠の解除が一貫して行えるものとし、開閉操作時にふたが逸脱しないこと。
- 2-20 枠の施工は、調整部との耐久性を保持し、無収縮性・高流動性・超早強性を有するモルタルを使用すること。
- 2-21 高さ調整部材は、施工時のアンカーボルト締め過ぎによる枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性・操作が簡単な構造であること。
- 2-22 ふたの表面模様については、公共下水道用は「東金市公共下水道デザイン」を鋳出しし、添付図面（別図-⑤）を参考とすること。農業集落排水用は「東金市農業集落排水デザイン」を鋳出しし、添付図面（別図-⑥）を参考とすること。

防護ふた φ300, 200

- 2-23 製品の基本構造・性能及び寸法は、(公社)日本下水道協会下水道用鋳鉄製防護ふた JSWAS G-3 規格の呼び 300, 200 に準ずる。
- 2-24 ふたと枠の接触面は、全周に急勾配をつけ、双方ガタツキのないように機械加工によって仕上げ、ふたの互換性を有すること。
- 2-25 製品は、ふたと枠がちょう番構造により連結され、ふたの取付け及び離脱が容易であること。
- 2-26 ふたは、勾配嵌合による食込みに対して、専用開閉器具を使用しない限り、容易に開けられない構造であること。また、開放後は 180 度転回及び 360 度旋回でき、閉蓋することにより枠と自動的に施錠する構造であること。
- 2-27 ふたの開閉操作は、ふたに設けられた開閉用穴に専用開閉器具を挿入し、ふたの開閉と自動錠の解除が一貫して行えるものとし、開閉操作時にふたが逸脱しないこと。

いこと。

- 2-28 ふたの表面模様については、公共下水道用は「東金市公共下水道デザイン」を鋳出しし、添付図面（別図-⑦、⑧）を参考とすること。農業集落排水用は「東金市農業集落排水デザイン」を鋳出しし、添付図面（別図-⑨、⑩）を参考とすること。

親子ふたφ900-600

- 2-29 製品の基本構造・性能及び寸法は、(公社)日本下水道協会下水道用鋳鉄製マンホールふた JSWAS G-4 規格の呼び 900-600 に準ずる。
- 2-30 ふたは雨水及び土砂の流入防止と臭気の漏出を防止するため密閉することができるものとする。
- 2-31 親ふたと枠及び子ふたと親ふたの接触面は全周に急勾配をつけ、双方ガタツキのないように機械加工によって仕上げ、親ふた・子ふたの互換性を有すること。
- 2-32 親ふたと枠がちょう番構造等により連結され、子ふたと親ふたとがちょう番構造により連結され、子ふたの取付け及び離脱が容易であること。
- 2-33 子ふたは、勾配嵌合による食込みに対して、専用開閉器具を使用しない限り、容易に開けられない構造であること。また、開放後は 180 度転回及び 360 度回転でき、閉蓋することにより親ふたと自動的に施錠する構造であること。
- 2-34 子ふたは、飛散防止用として圧力開放型浮上防止機能を有し、圧力開放時に解錠することのない構造であり、内圧排出後は正常に復帰すること。なお、圧力開放時の浮上高さは 20 mm以下とする。
- 2-35 子ふたの開閉操作は、子ふたに設けられた開閉用穴に専用開閉器具を挿入し、子ふたの開閉と自動錠の解除が一貫して行えるものとし、開閉操作時に子ふたが逸脱しないこと。
- 2-36 子ふたは、安全性の確保と昇降を容易にするため、ステップ（手持ち）が一体鋳造されていること。また、必要に応じて、耐荷重強さ及び耐揚圧荷重強さを有する梯子機能付転落防止装置の後付けが可能であること。
- 2-37 梯子機能付転落防止装置は、マンホール内の腐食環境を考慮し、ステンレス製とする。
- 2-38 枠の施工は、調整部との耐久性を保持し、無収縮性・高流動性・超早強性を有するモルタルを使用すること。
- 2-39 高さ調整部材は、施工時のアンカーボルト締め過ぎによる枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性・操作が簡単な構造であること。
- 2-40 子ふたの表面模様については、公共下水道用は「東金市公共下水道デザイン」を鋳出しし、添付図面（別図-②）を参考とすること。農業集落排水用は「東金市農業集落排水デザイン」を鋳出しし、添付図面（別図-④）を参考とすること。

3. 材 質

- 3-1 ふた・枠は、JISG5502（球状黒鉛鉄品）に準拠し、第7項各号の規定に適合するものでなければならない。
- 3-2 梯子本体材質は、JISG4303（ステンレス鋼棒）またはJISG4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）またはJISG4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に規定するSUS304と同等以上のものとする。

4. 製作及び表示

製品には、製造業者の責任表示として、別図①に示すように、ふた裏面に種類及び呼びの記号、材質記号、製造業者のマークまたは略号及び製造年〔西暦下二桁〕をそれぞれ鋳出しすること。

- 4-1 （公社）日本下水道協会の認定工場制度において下水道用資器材Ⅰ類の認定資格を取得した製造業者は、その認定工場で製造したふた裏面に（公社）日本下水道協会の認定標章を鋳出しすること。

5. 塗 装

製品は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性、耐候性に優れた塗料によって塗装しなければならない。

6. 検査

蓋及び受枠は、JIS規格及び（公社）日本下水道協会規格の品質、材質、検査等の基準に適合したものとする。

7. 納入後の検査、及びこれに付随する措置

納入後といえども本市が再検査の必要があると認めた場合は、納入した製品中より適時抜き取り検査を行うことがある。この場合の検査は、本市が必要とする事項について行うが、この検査に使用した製品中、明確に材質及び構造に起因する破損、異常が認められた場合、納入業者は速やかに無償を以って代替品を納入しなければならない。

8. 納入の方法

製品は本市内に納入することを原則とするが、期日、及び場所を分割することも異議なきものとする。

9. 産業財産権の問題

本品に関する産業財産権の問題が生じたときには、納入業者がすべて処置するものとする。

10. 製品の認定

10-1 新たに認定を受けようとする者は、下水道用鋳鉄製マンホール蓋認定申請書（様式第1号）に下記必要書類を添えて申請するものとする。審査の結果は、認定書（様式第2号）または、認定却下通知書（様式第3号）により通知する。なお、製品が原因による不具合等の問題が生じた場合は、認定を取消すことがある。

- (1) 認定を申請するマンホール蓋の設計図面
- (2) 本仕様書において定められた検査の自主検査報告書
- (3) (公社)日本下水道協会の下水道用資器材製造工場認定書の写し
- (4) 会社概要

10-2 新規認定後は、年1回、本性能仕様書の製品検査及び材質検査の各項目に定められた検査を東金市検査員立会のもとに実施するものとする。但し、東金市が不必要と判断した場合は、一部又は全部を省略することがある。

11. 一般事項

11-1 本仕様書の単位は、国際単位系（SI）によるものであるが、参考として従来単位を{ }で併記している。

11-2 本仕様書は、令和6年4月1日から施行する。

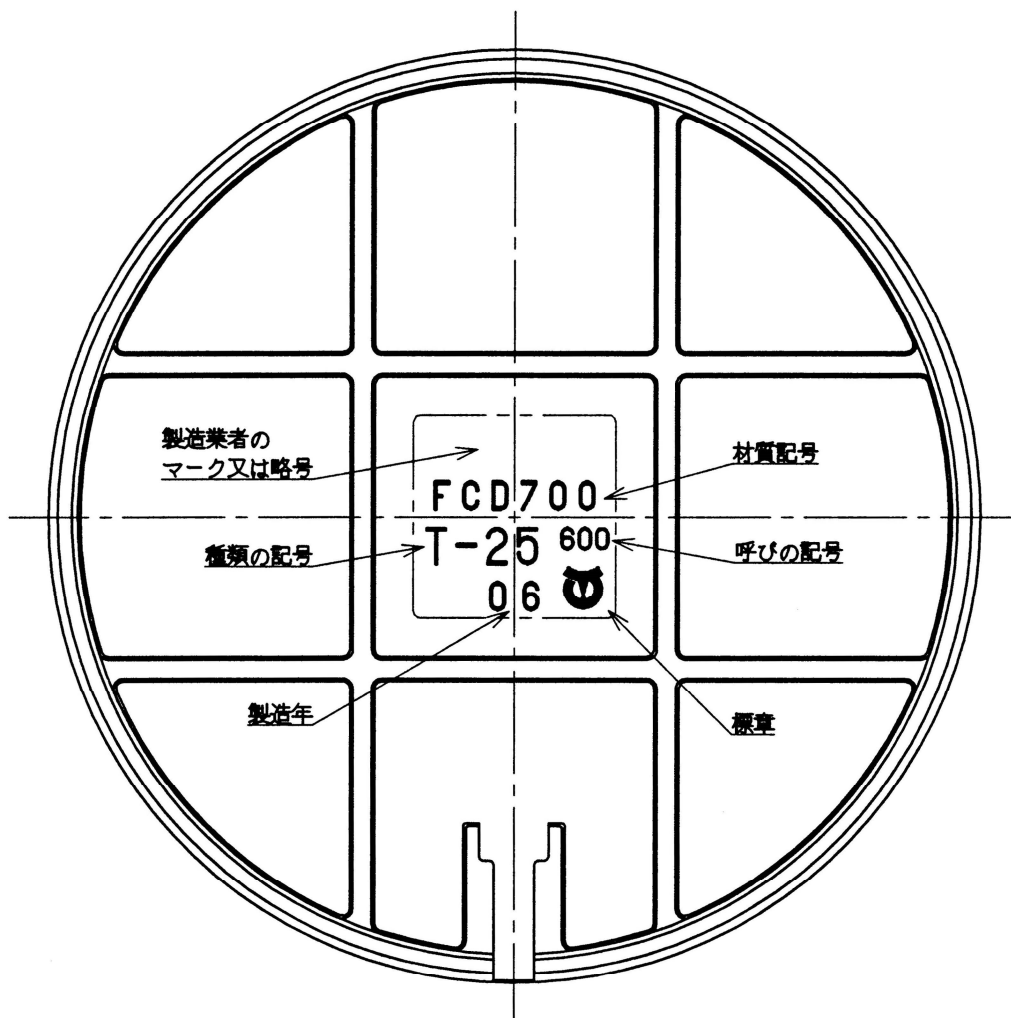
11-3 「東金市型グラウンドマンホール仕様書」（平成14年4月1日施行）及び「東金市農業集落排水事業用グラウンドマンホール仕様書」（平成17年4月1日施行）は廃止する。

12. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については、協議のうえ決定するものとする。

別図一①

下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図



注) 本要領図は、鋳出し文字及び鋳出し配置関係を示すもので製品の形状を示すものではない。

別図-②

φ 600、φ 600 親子ふたの子ふた
東金市公共下水道デザイン（参考）



別図-③

φ 600、φ 600 親子ふたの子ふた
東金市公共下水道（雨水）デザイン（参考）



別図-④

東金市農業集落排水デザイン（参考）



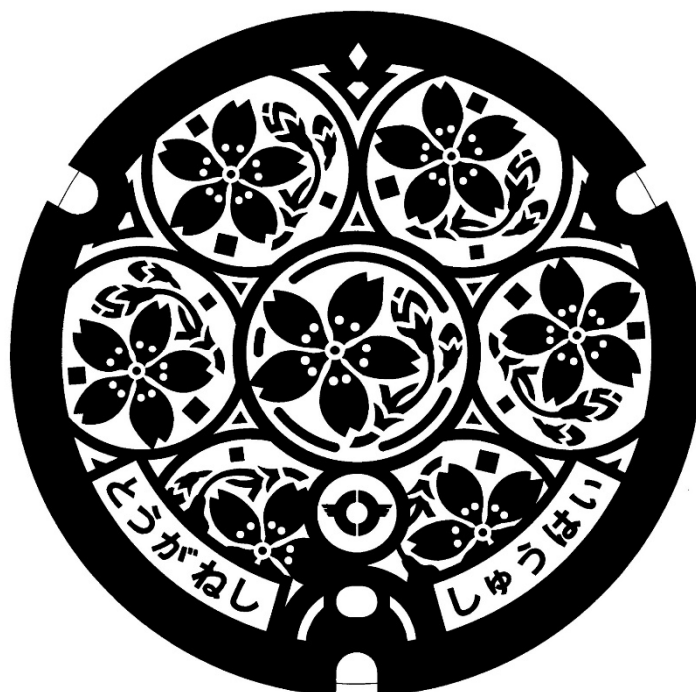
別図-⑤

φ300 東金市公共下水道デザイン（参考）



別図-⑥

φ 300 東金市農業集落排水デザイン (参考)



別図-⑦

呼び 300 防護ふた (径φ400)

東金市公共下水道デザイン汚水柵 (参考)



別図-⑧

呼び 200 防護ふた (径φ300)

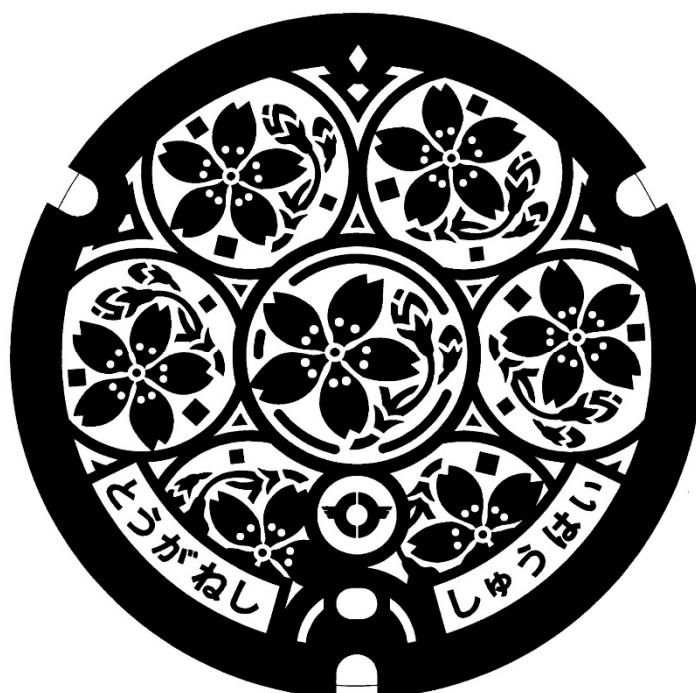
東金市公共下水道デザイン汚水柵 (参考)



別図-⑨

呼び 300 防護ふた (径φ400)

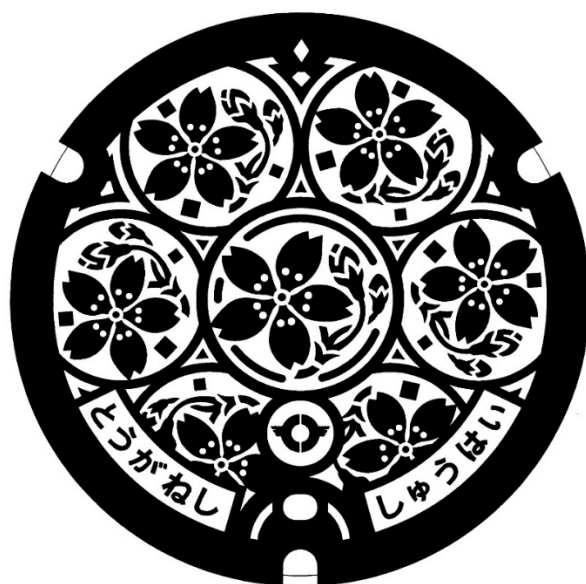
東金市農業集落排水デザイン汚水枡 (参考)



別図-⑩

呼び 200 防護ふた (径φ300)

東金市農業集落排水デザイン汚水柵 (参考)



(第1号様式)

下水道用鋳鉄製マンホールふた認定申請書

年 月 日

(宛先) 東金市長

申請者 住 所
会社名
代表者名

下水道用鋳鉄製マンホール蓋について、当社製品の型式を認定していただきたく、下記の書類を添えて申請いたします。

記

- 1 認定を申請するマンホール蓋の設計図面
- 2 自主検査報告書
- 3 (公社)日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- 4 会社概要

(第2号様式)

下水道用鋳鉄製マンホールふた認定書

東金市指令第 号
年 月 日

様

東金市長

年 月 日付で申請のありました製品について、申請書類及び添付書類を審査した結果、
貴社製品を認定いたします。